

## 平成29年度における九州地区の下請法の運用状況等について

平成30年6月20日  
公正取引委員会事務総局  
九州事務所

### 第1 下請法の運用状況

#### 1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、九州事務所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,700名（製造委託等<sup>(注1)</sup>2,505名、役務委託等<sup>(注2)</sup>1,195名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者14,700名（製造委託等10,189名、役務委託等4,511名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	九州	全国	九州
平成29年度		60,000	3,700	300,000	14,700
	製造委託等	38,680	2,505	208,513	10,189
	役務委託等	21,320	1,195	91,487	4,511
平成28年度		39,150	2,350	214,500	10,500
	製造委託等	25,696	1,561	151,912	7,066
	役務委託等	13,454	789	62,588	3,434
平成27年度		39,101	2,351	214,000	10,500
	製造委託等	26,559	1,635	151,499	7,203
	役務委託等	12,542	716	62,501	3,297

#### 2 下請法違反被疑事件の処理状況

##### (1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

###### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は353件（製造委託等252件、役務委託等101件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが349件（製造委託等248件、役務委託等101件）、下請事業者等からの申告によるものが4件（製造委託等4件）である。

## イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は361件（製造委託等258件、役務委託等103件）であり、このうち、360件（製造委託等257件、役務委託等103件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告	指導	小計		
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	九州	349	4	0	353	0	360	360	1	361
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	九州	248	4	0	252	0	257	257	1	258
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	九州	101	0	0	101	0	103	103	0	103
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
	九州	357	3	0	360	1	352	353	1	354
製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
	九州	242	3	0	245	1	238	239	1	240
役務委託等	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
	九州	115	0	0	115	0	114	114	0	114
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
	九州	339	8	0	347	0	344	344	4	348
製造委託等	全国	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
	九州	242	7	0	249	0	246	246	1	247
役務委託等	全国	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
	九州	97	1	0	98	0	98	98	3	101

(注1) 措置を講じた事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

### (2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で606件となっており、このうち、製造委託等に係るものが434件、役務委託等に係るものが172件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反件数（下請法第3条又は第5条違反）は312件（類型別件数の合計の51.5%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが228件、役務委託等に係るものが84件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反件数（下請法第4条違反）は294件（類型

別件数の合計の48.5%)である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が167件(実体規定違反件数の合計の56.8%)、②買ったたきが60件(同20.4%)、③下請代金の減額が28件(同9.5%)等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反件数は206件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が108件(製造委託等の実体規定違反件数の合計の52.4%)、②買ったたきが47件(同22.8%)、③下請代金の減額が19件(同9.2%)等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反件数は88件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が59件(役務委託等の実体規定違反件数の合計の67.0%)、②買ったたきが13件(同14.8%)、③下請代金の減額が9件(同10.2%)等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	害戻困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749
	九州	274	38	312	1	167	28	1	60	11	4	11	9	2	0	294	606
製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
	九州	202	26	228	0	108	19	1	47	8	4	11	7	1	0	206	434
役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
	九州	72	12	84	1	59	9	0	13	3	0	0	2	1	0	88	172
平成28年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250
	九州	276	41	317	1	179	23	1	50	1	2	7	5	3	0	272	589
製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
	九州	189	26	215	1	119	19	1	37	0	2	6	4	1	0	190	405
役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
	九州	87	15	102	0	60	4	0	13	1	0	1	1	2	0	82	184
平成27年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674
	九州	257	40	297	0	184	14	0	40	2	2	1	8	0	0	251	548
製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
	九州	186	28	214	0	127	9	0	29	0	2	1	7	0	0	175	389
役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
	九州	71	12	83	0	57	5	0	11	2	0	0	1	0	0	76	159

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

### (3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況(第4表参照)

平成29年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者16名から、下請事業者101名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額346万円相当の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者10名から、下請事業者82名に対し、235

万円の減額分が返還された（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
平成 29 年度	全国	140 名	7,659 名	16 億 7800 万円
	九州	10 名	82 名	235 万円
平成 28 年度	全国	131 名	4,060 名	18 億 4452 万円
	九州	7 名	189 名	7363 万円
平成 27 年度	全国	93 名	4,405 名	7 億 7050 万円
	九州	6 名	136 名	224 万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者5名から、下請事業者15名に対し、96万円の遅延利息が支払われた（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成 29 年度	全国	138 名	3,015 名	1 億 9675 万円
	九州	5 名	15 名	96 万円
平成 28 年度	全国	144 名	2,076 名	6958 万円
	九州	4 名	26 名	11 万円
平成 27 年度	全国	124 名	2,857 名	3 億 2691 万円
	九州	9 名	37 名	27 万円

ウ 返品事件においては、親事業者1名から、下請事業者4名に対し、14万円が返還された（第6表参照）。

第6表 返品事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成 29 年度	全国	11 名	107 名	360 万円
	九州	1 名	4 名	14 万円
平成 28 年度	全国	2 名	17 名	3 億 3957 万円
	九州	1 名	4 名	251 万円
平成 27 年度	全国	7 名	161 名	1 億 7896 万円
	九州	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。

## 第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

平成29年度の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等に係る講習会

#### (1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成29年度においては、九州事務所では7回の講習会を実施した。

#### (2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成29年度においては、九州事務所では九州経済産業局と共同して、当該講習会を7県10会場（うち公正取引委員会主催分4県5会場）で実施した。

### 2 下請法等に係る相談

#### (1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成29年度においては、九州事務所では292件の相談に対応した。

#### (2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成29年度においては、九州事務所では2か所で実施した。

### 3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成29年度における九州事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は21名である。

平成29年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

### 4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成29年度においては、九州事務所では事業者団体等へ3回講師を派遣した。

## 平成29年度における主な指導事件

**1 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号)**

- ① 医療用品の製造を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。【製造委託等】
- ② 浄水器の設置業務を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者からの作業報告書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。【役務委託等】

**2 下請代金の減額(第4条第1項第3号)**

- ① 自動車用部品の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う当該手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。【製造委託等】
- ② 金属製品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請代金の支払について手形払と定めており、下請事業者から希望がある場合には現金による支払を行うこととしているところ、現金で支払う際に、手形期間分の金利相当額として自社の短期の調達金利相当額を超える額を下請代金の額から減じていた。【製造委託等】

**3 購入・利用強制(第4条第1項第6号)**

- 調味料の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者に対し、中元及び歳暮の時期に、発注担当者を通じて、自社が販売するギフト商品を購入させていた。【製造委託等】

**4 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)**

- 通信ケーブルの部品の製造を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。【製造委託等】

**5 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号)**

- 発電機の部品の製造を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（130日）を交付していた。【製造委託等】